

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例		
条 例 番 号	平成 15 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 6 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	保健福祉部医療課		
条 例 の 概 要	神奈川県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な条 例か。)	本条例に基づく基金は、国民健康保険事業の運営の広域化と国民健康保険の財政の安定化に資するために設けられたもので、本条例は地方自治法第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、本基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	本条例に基づき設置された基金は、平成 15 年の設置以降延べ 7 市町に貸付けが行われ、円滑な国民健康保険行政の実施に寄与しており、また、今後も貸付需要が見込めることから、国民健康保険の財政の安定化等に有効に機能している。	貸付実績 ・平成 15 年度 4 件 280,000 千円(※) ・平成 16 年度 1 件 30,000 千円 ・平成 19 年度 2 件 209,000 千円(※) ※ 当該年度における総額
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	本条例に基づく基金に関する事務は、市町村の行う国民健康保険事業の財政赤字を一時的に補填すること等を目的として、貸付申請を行った市町村に対し、審査の上、無利子で貸付けを行うものであり、効率的に行われている。	
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	本条例に基づき設置された基金は、市町村の国民健康保険財政の安定化等に資することにより円滑な国民健康保険行政の実施に寄与しており、「地域主権実現のための基本方針」に掲げた取組方針「基礎自治体である市町村の行政権能、財政基盤の強化に向けた支援」に適合している。	
	適法性 (憲法、法 令に抵 触しな いか。)	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法・法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>